

平成16年第12回教育委員会記録

平成16年8月26日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成16年8月26日(水)午後1時30分～午後2時18分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員 長 大 藏 雄之助
職務代理者
委 員 宮 坂 公 夫 委 員 安 本 ゆ み
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継
学校適正配置 上 原 和 義 庶務課長 和 田 義 広
担当部長
学校運営課長 馬 場 誠 一 学務課長 井 口 順 司
学校適正配置 吉 田 順 之 指導室長 松 岡 敬 明
担当課長
施設課長
社会教育長 武 笠 茂 中央図書館長 倉 田 征 壽
スポーツ課長
中央図書館 清 水 文 男
次長

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏
担当書記 佐 藤 守

傍聴者数 16名

会議に付した事件

(議案)

議案第43号 杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台
(通学区域の変更)について

議案第44号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例

議案第45号 平成16年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

(報告事項)

- (1) 杉並区教育立区推進本部の設置について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第 43 号 杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定の
ためのたたき台（通学区域の変更）について・・・・・・・・・・ 3

議案第 44 号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 9

議案第 45 号 平成 1 6 年度杉並区一般会計補正予算（第 2 号）・・・・・・・・ 11

報告事項

(1) 杉並区教育立区推進本部の設置について・・・・・・・・・・ 6

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 8

委員長 定刻になりましたので、ただいまから第12回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。お忙しいところ、また、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。本日の議事日程は、ご案内いたしましたとおり、議案が3件、報告が2件となっています。

なお、「日程第3 議案第44号」「日程第4 議案第45号」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条による区長からの意見聴取議案」となっています。したがって、同法律第13条によって、審議を非公開にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、2件の議案の審議については非公開とさせていただきます。

では、議案の審議に入ります。日程第1、議案第43号「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（通学区域の変更）」について」を上程し、審議させていただきます。学校適正配置担当課長からご説明をお願いいたします。

学校適正配置担当課長 議案第43号について説明をさせていただきます。今日、席上ご配付している資料ですが、A4版1枚の資料ならびに概要版、そして、本編の三部の構成になっております。まず、A4版1枚の資料で先に説明をさせていただきます。表題ですが、「杉並区立小中学校第一次適正配置計画策定のためのたたき台（通学区域の変更）」について」でございます。今日お諮りするの、「通学区域の変更」のみでございます。まず、平成16年7月21日に決めました「杉並区立小中学校適正配置基本方針」を受けて、具体的な「第一次適正配置計画策定のためのたたき台（通学区域の変更）」を作成いたしました。現在、適正規模を大きく上回っている大規模校及び大規模住宅開発等により、児童・生徒数の増加が予想される学校について、通学区域の変更により、適正規模を確保する目的で定めてございます。なお、学校の適正配置のうち、「学校の統合」については、引き続き検討中でして、今後お諮りしたいと存じています。

1、計画期間ですが、平成16年から平成20年までの5年間といたします。2、大規模校の通学区域の変更としての対象校は、桃井第一小学校、浜田山小学校、井荻中学校、高井戸中学校、この4校でございます。3、通学区域変更の実施時期等ですが、高井戸中学校、これが平成18年4月に変更を予定したいと考えています。変更協議開始時期を平成16年10月と決めています。この変更協議については、後ほど説明をさせていただきます。桃井第一小学校、平成19年4月。井荻中学校、平成19年4月。浜田山小学校、平成20年4月。というように考えていまして、それぞれ変更予定時期の2年前になったら、学校等と協議をしたいと考えています。

変更協議という言葉ですが、学校関係者や保護者によって構成する協議会を学校単位でそれぞれ設けていただきまして、そこで通学区域の変更の協議を行うという意味でございます。変更を

予定する時期の2年前から、協議を開始したいと考えています。したがって、変更の区域等ですが、これらについては協議が整った段階で、改めて教育委員会にお諮りしたいと考えています。

この4校の中では、いちばん急にやらなければならないというのが高井戸中学校。これはこの決定後、学校と協議に入っていきたいと考えています。

4、今後の予定です。今日この後ですが、この内容について臨時の校長会において説明をさせていただくということで、9月1日の広報に、この「計画策定のためのたたき台（通学区域の変更）」の掲載を予定しています。そこから区民意見の提出期間を3カ月おいて、その間に学校関係の説明等を開始いたしまして、高井戸中学校においては、10月から具体的な変更協議を開始したいと考えております。平成17年6月を目途に第一次計画を策定していきたいと考えています。

では、別冊の概要版に沿って説明をさせていただきます。概要版の2ページに進め方が記載してございます。区民意見の提出期間ということで定めていまして、ご意見等様々にお寄せいただいたものを、「学校適正配置計画第三者委員会」にご審議をいただき、また、区民等の意見を踏まえたご提言をいただくというようなことを経て、第一次適正配置計画の中に生かしていきたいと考えています。この計画の決定ですが、通学区域の変更、いずれお諮りする統合の案、これは計画としては一緒に確定する予定でございます。

3ページは、現状と将来予測ということで、大規模校のそれぞれの児童・生徒数が書いてございます。高井戸中学校においては、5月現在で524人、14学級で構成されています。これが平成18年の推計では532人、15学級ということで、さほど生徒数は増えないということですが、適正規模をはるかに超えていることと、現在、高井戸中学校の近隣で大規模な住宅開発が予定されています。言ってみれば、どうしてもその影響をもろに受けるということが予想されるので、これについては先に手をつけたいと考えています。

桃井第一小学校ですが、5月現在で489人、16学級でございます。まだ適正規模の範囲の中に入っているわけですが、平成19年の推計で665人、20学級ということで、規模を超えると予測されています。これは、桃井第一小学校のすぐ隣ですが、現在、日産の跡地に大規模な住宅開発が進行中でして、これの影響を受けるということの中での推計でございます。また、井荻中学校においては、現在457人、13学級ですが、桃井第一小学校、井荻中学校、これは同じ学区域を共にしていますので、井荻中学校についても、住宅開発の影響を受けるということで、かなり通学区域が広範囲に広がっていますし、平成19年度は16学級になるという推計もでございます。これらにつきましては、変更をしたいというように考えています。

最後の浜田山小学校ですが、これも883人、25学級、規模としてはこれがいちばん大きい所で

ございます。ここを何とか適正規模に近づけていきたいということですが、これは平成 20 年の推計では、学級数は少し減っていますが、児童数そのものについては、多少増加するというような予定でございます。そういった関係から、高井戸中学校、浜田山小学校を 1 つのブロックということで、ここについては変更を進めていきたいと考えています。

最後のページですが、協議会の設置等は、先ほど説明したので割愛いたしますが、中ほどに「学校希望制による受け入れ枠の縮小」ということが記載しています。これらについては、受け入れ枠を一定程度、通学区域の変更と合わせて絞り込みを行い、少しでも適正規模に近づけたいと考えています。本編については、後ほどご覧いただければと思います。説明は以上です。

委員長 はい、わかりました。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

安本委員 通学区域の変更で、学校希望制による受け入れ枠を 1 校あたり 10 名程度にするということが書いてあるのですが、これはどういうやり方でなさるつもりでしょうか。

学務課長 来年度の学校希望制度に向けてのお話になってしまいますけれども、ですから、平成 18 年度新入学分に向けてでございます。そういう中で、ここの部分を 10 名程度に絞り込んでまいりたいと考えています。

安本委員 抽選ですか。

学務課長 基本的にいままでどおりの抽選という方式を考えています。

安本委員 では、この 4 校ともそういうふうにするということですか。

学務課長 現在でも、例えば高井戸中とか浜田山小においては、希望数を超えた場合については、抽選をしています。それに準じまして、この 4 校においても、仮に 10 名を超えるようなことがあれば、10 名を超えた部分についての抽選を行うというものでございます。

安本委員 浜田山小学校はかなり人数が多いのですが、平成 20 年の変更予定時期になっているのですけれども、どうしてここで平成 20 年になっているのですか。

学校適正配置担当課長 1 つは、この浜田山小学校の学級、普通教室の保有数ですが、現在 27 を保有しています。必ずしもその 27 で十分ということではないのですが、そういう意味では、すぐに何か対応しなければならないかということ、教室の確保という面からは、一定程度時間があるかなということ。逆に、桃井第一小学校ならびに井荻中学校ですと、普通教室の保有数が、かなりギリギリというところまでして、そういった面での順序がでございます。

それから、もう 1 つは、現在、浜田山小学校の通学区域に接している高井戸小学校が、改築の検討協議を開始しています。そういう意味では、通学区域を接している隣の学校が、新築されて新しくなるということでは、高井戸小学校の区域の子どもたちの通学動向が、少し浜田山小学校のほうへ流れている傾向がありまして、高井戸小学校の区域の子どもたちの動向を少し検討する

必要があるということです。その2点から、時期を少し遅らせているのが事実でございます。そういう理由です。

安本委員 わかりました。

委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、特にないようでしたら、議案第43号は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第2、報告事項の聴取に入ります。初めに「杉並区教育立区推進本部の設置について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは、「杉並区教育立区推進本部の設置について」、ご報告いたします。お手元の資料で説明いたします。

『教育立区すぎなみ』を実現し、教育に支援を惜しまない地域社会を築くため、区長部局と教育委員会事務局が一体となり、教育立区の基本的方向、推進方策について、必要な事項を検討するため設置するものでございます。

所掌事項ですが、2つございます。1つは、『教育立区すぎなみ』の基本となる考えを示す条例策定のための必要な事項、もう1点が、『教育立区すぎなみ』構築のため、区長部局と教育委員会事務局が連携し、推進すべき課題でございます。裏面に構成、幹事会について掲げてございます。本部長は助役、副本部長は教育長、幹事会のほうについては、幹事長が教育委員会事務局次長、副幹事長は保健福祉部児童担当部長とさせていただきます。

4番目のプロジェクトチームですが、推進課題を検討するために設置するものでして、本部長の指名する職員をもって組織する考え方でございます。既に、第1回を8月4日に開催いたしまして、別紙に掲げています、道徳推進、地域貢献、就学前教育、学校力向上、食育の5つのプロジェクトを決定しているところでございます。

次に、今後の日程ですが、先ほどお話しした推進課題について決定がなされましたので、この検討を進めていくということです。裏にまいりまして、その検討については、大体平成17年8月ぐらいまでの検討を予定し、それを踏まえて、平成17年8月からは条例策定のための検討ということを予定しています。最終的には、平成18年12月の基本条例の策定を予定しているところでございます。組織図を別紙として付けていますが、参考にご覧いただければと存じます。なお、ちょっとご覧いただきたいのですが、組織図の中で、左側の教育長(事務局)の所に「教育ビジョン、教育改革アクションプラン」の記載がございます。ご案内のとおり、現在の教育目標、基

本方針等を改めて改定し、教育ビジョンを作ることが決まっていますので、これらの検討についても内部に検討組織を設けて、近くこれを発足させて検討を進める予定でございます。以上です。

委員長 ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

大蔵委員 ここに5つのプロジェクトが書いてありますが、そのプロジェクトの担当部長は書いているのですけれども、その下でどういう部局が当たってやるかということは決まっているのですか。

庶務課長 現在、8月末までということで、それぞれの部長の下で、副参事級、課長級で構成するという事でメンバーの調整をしていただいています。併せて、それぞれのプロジェクトには委員、それから、幹事もそれぞれ入っていただくという予定でございます。

大蔵委員 これは区長部局と一緒にやってやるわけですけれども、この推進の状況というのはその都度教育委員会に上がってくるのですか。

庶務課長 それぞれの事案の進捗に合わせて、ご報告をさせていただくということを考えています。

委員長 他にございませんか。

(「なし」の声)

委員長 推進本部の設置、推進本部そのものは常設的な組織ではないですね。だから、大体いつ頃まで、あるいは、何が終わったら終わりになるとか、いろいろな意味での期限というのが考えられますけれども、その辺を教えてください。

庶務課長 予定に書きましたように、「教育に関する基本条例」という言い方をしていますが、この策定が平成18年12月ということです。基本的には、この策定に間に合わせる形で検討を終えたいと思っています。この少し前あたりには大体の骨格を定めて、この推進本部については、検討を終えるという予定で考えてございます。

委員長 正式ではないけれども、大体その頃を目途に解散するということですか。

庶務課長 現時点ではそのように考えています。

委員長 もうちょっと実施を見届けるとか、そういうのは駄目ですか。

庶務課長 先ほど2つの所掌事項を申し上げたとおり、策定のための検討ということですので、先ほど委員長からご質問がありましたが、現時点ではそのように考えているところでございます。

大蔵委員 つまり、基本条例ができたなら、あとはもうルーティンワークとして、日常業務の中でやっていくということですか。

庶務課長 はい。いま私どもはそのように考えているということでございます。先ほど申し上げたように、この辺については、これから検討していく予定でございます。それから、基本条例策定

については、現時点では、民間有識者を入れる審議会というようなことも考えています。そういった中で、進行管理とかいろいろなことについて意見が出てくれば、その時点で対応するということになるかと存じます。

委員長 やはり考え方とか、それから組織とか、条例もできて、そういったものがコンセンサスできて、スタートしていくのだけれども、いちばん大事なのは、その後どうやって実現するのかということですね。そうすると、サポートする予算というもの、財源も大きく絡んでくるんですね。だから、思想だけでは立区というのはなかなか実現できないから、それをずっと見届けて、それで、絶えずチェックしていくということが必要だと思うのです。立区というのは、スローガンだけではなくて、事務的なスケジュールはわからないけれども、もうちょっと時間がかかるものではないかなと個人的に思うのです。

他にございますか。では、また今後、いろいろ検討されながら変更等されていかれたらいいと思います。ありがとうございました。

続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご報告をさせていただきます。今回については、平成 16 年 7 月分の承認でございます。

まず、表紙の表ですが、7 月分の新規の承認については、社会教育スポーツ課で 2 件、それから、社会教育センター分で 4 件、計 6 件でございます。定例が 35 件、新規が 6 件、計 41 件。共催・後援の別ですと、共催が 22 件、後援が 19 件という内訳になっております。

新規のものについて、若干ご説明をいたします。1 ページで、新規後援は 1 と 2 でございます。

1 は、棋友館が行うこども将棋教室。「夏休みこども将棋教室」ということで、これは文化庁の伝統文化活性化の補助金を受けて行う事業となっております。7 月 21 日から 8 月 27 日まで 6 日間という日程でございます。

2 が、映画「こんばんは」上映実行委員会が行う「映画と講演のつどい」です。これは夜間中学の記録映画ということで、定時制教育のあり方を考えるということがテーマになっております。

それから最後の 3 ページですが、新規共催が 4 までです。これはいずれも家庭学級事業でございます。1 が、高円寺北幼稚園父母と教師の会が行う「教育 - 多様化する教育改革」ということで、幼小連携、それから、異年齢交流の大切さなどをテーマに行うものです。2 が、泉南中学校 P T A が行う「みどりとゆとりのある生活」で、環境問題を考えながら、家庭で緑を生か

す方法等についてみんなで学んでいくという内容です。 3が、向陽中学校PTAが行う『「心と体の健康」ストレスを上手に解消してゆとりある子育てを』で、ストレス解消を中心としながら子育てを考えていくという内容です。 4が、母と子の生活研究所が行う『「子育てを心ゆたかに」-子育て支援保育講座』で、絵本の制作などを通じた講座を通じて、母親同士の交流を深めるといような内容です。私のほうからは以上です。

委員長 ただいまの説明に対して、ご質問等がありましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 ないようですので、以上で報告事項の聴取を終わります。ここで、冒頭お諮りしたように、以後の議案審議は非公開とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では続けます。日程第3、議案第44号「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長 議案第44号「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。2枚目をご覧ください。改正の理由ですが、幼稚園における就学前教育と小学校における学校教育との連続性を考慮した連携を進めることにより、幼児教育から学校教育への円滑な移行を図るとともに、より効果の高い教育活動を実施するため、区立幼稚園と区立小学校による幼小連携教育を推進することとし、その先導役となるモデル事業を杉並第四小学校と高円寺北幼稚園において実施することとしました。そのため、杉並第四小学校内に高円寺北幼稚園を移転することとなり、その位置を変更する必要があるため、改正を行うものでございます。改正の内容ですが、高円寺北幼稚園の位置を高円寺北2丁目32番7号から高円寺北2丁目14番13号に改めるものでございます。

次に施設の概要ですが、資料をご覧くださいと存じます。資料1が案内図、資料2が配置図、資料3は2階の平面図でございます。構造は鉄筋コンクリート造、地上3階建てで、そのうち高円寺北幼稚園の園舎は、杉並第四小学校の2階の一部で、延床面積は543.57㎡です。施設の内容としては、保育室、遊戯室、職員室、保健室、主事室の他、園庭が480㎡です。この条例の施行時期ですが、平成17年4月1日からということで予定してございます。以上で説明を終わります。

委員長 ご質問、ご意見をお願いいたします。

宮坂委員 幼稚園の園舎というのは、これは2階になるのですか。

学務課長 校舎の2階でございます。1階に管理諸室がありまして、その上の普通教室が空いているという状況の中で、2階の教室を使うということです。

宮坂委員 普通、お遊戯室と言っているのですが、講堂みたいな広い所も2階と一緒に置いておくわけですか。

施設課長 現在のこの2階の部分ですが、基本的にオープンスペースをかなりとってしまっていて、教室の前に教室の面積の約3分の2くらいのオープンスペースがあります。図面でご覧になっていただけますように、普通教室、オープンスペースを合わせて、2階の保育室としてとっています。また、その保育室に連続して遊戯室等も設けているので、基本的には、幼稚園が必要な面積というのは、2階の部分で全部、必要な諸室そのものは満たしているということでございます。ちなみに、2階に設置をするということですが、安全性の面からどうかということもあろうかと思えます。文部科学省の設置基準によると、耐火建築物で2階まででしたら保育室を設けられるということもでございます。ただ、避難施設等が十分に確保されているということがありますので、現在ここは南側のバルコニーを通して、直通階段で1階に逃げられ、また、中の階段が2つほどあります。それから、中庭に大きな階段があるということのほか、スパイラル、いわゆる周りのスロープ、すべり台ですが、これを新たに設置するというので、5方向に避難ができるという形にして、安全対策には配慮しているところでございます。

宮坂委員 特別なときにはいろいろ配慮しているのですけれども、日常では園児が1階2階を行ったり来たりしますね。その辺は別に危ないということはないのでしょうか。

施設課長 確かにこのお話をしたときに、保護者の方々からいろいろなご意見は出ました。そういったことについての不便さというのは確かにあろうかと思えます。ただ、幸いなことにいいまいしょうか、中庭の所に大きな階段がありまして、メインの1階の出入りといいまいしょうか、一定程度緩和されるのかなというようなところで、ご理解を賜ったところでございます。

安本委員 杉並第四小学校は、オープンスペースの向こう側は全部ガラス張りになっていますよね。いま、バーみたいのが入っていて、小学生だったら、行っては危ないというのはわかると思うのですけれども、あのガラスはあのままにしますか。

施設課長 基本的には、ガラスの所にはすべて木製の安全な柵を設ける予定でして、飛び込んだり、そういうようなことでのガラスの破損とか、また、そういったことの被害を防ぐということで、窓の腰下といいまいしょうか、中央部分から下のほうについては全部手すりの柵を設ける予定でございます。

安本委員 園庭が2カ所に分かれていますのですけれども、校庭との境目というのは、何かフェンスとかにするおつもりですか。

施設課長 基本的に分けてあるのは、文部科学省の設置基準で、運動場の面積というのが設置基準で480㎡必要でして、便宜的に2つ足して1つということですが、実際には、文部科学省の基準

では、小学校と他の施設の用途と兼ねることができるということになっていきますので、この運動場 5,400 m²は両方でお使いいただくということです。ただ、いまご指摘にあったように、安全の問題がありまして、その園庭の部分との間にサッカーゴールがございます。そこには新たに高さ 5 m のフェンスを設置するというので、ボールが飛んでいかないというようなことの仕分けといたしましょうか、その辺は考えているところでございます。

安本委員 仕切ってしまったら、せっかく一緒にした意味があまりなくなってしまいますよね。だから思ったのです。分かれているのはそういうことですね。特別にこちらの 100 m²を畑にするとか、そういうのではなくて、とりあえずは、ご説明いただいたとおりですね。わかりました。ありがとうございます。

宮坂委員 それで、高円寺北幼稚園の跡地はどうするのですか。

学務課長 基本的には、これは区長部局にお返しして、普通財産という形の中で区長部局がどう活用するかを決定していくということになってございます。

宮坂委員 いまのところは、予定はないのですね。

学務課長 実施計画で、高円寺北保育園の改修というのが素案として公表されています。ただ、このことについては、改修ということですので、移転するかどうかというのは定かではありませんが、第 1 候補として、区長部局は、その改修ということの活用を考えているということです。

安本委員 高円寺北保育園というのは高円寺会館の下にあるのでしたね。

学務課長 そうです。

委員長 よろしいですか。原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第 4、議案第 45 号「平成 16 年度杉並区一般会計補正予算(第 2 号)」を上程し、審議させていただきます。

庶務課長 議案第 45 号「平成 16 年度杉並区一般会計補正予算(第 2 号)」について説明いたします。

3 枚目をご覧ください。今回の補正ですが、学校の安全確保対策、幼小連携教育の推進、中学生の駅伝大会に要する経費を計上するために行うものでございます。左側の事務事業名の所から説明に入ります。

教育費としての補正総額は全体で 1 億 8,979 万 5,000 円でございます。内容ですが、「学校運営管理(小学校費)」として、9,030 万 3,000 円ということで、安全確保対策ということ。教室設置式緊急通報システムの整備、2 点目が、さすまた、催涙スプレー、防犯カラーボールの配備、3 点目として、学校支援隊にかかる経費、4 点目として、校内電話の設備の整備に関する経費を

計上したものでございます。

次が「養護学校維持管理」ですが、102万1,000円ということで、こちら安全確保対策ということ。こちらについては、教室設置式緊急通報システムの整備とさすまた、催涙スプレー、防犯カラーボールの経費の計上ということでございます。

次に小学校の関係で、「学校教育諸施設整備充実」、「耐震改修」ですが、こちら財源更正ということで、それぞれ補助金の減額、それから、その他の所ですが、基金繰入れ額の減額ということで、一般財源に振り替えるということで記載のような変更をしているものです。

次に「学校運営管理（中学校費）」ですが、2,609万4,000円ということで、こちらは安全確保対策として、1番が校内電話設備の整備と、2点目として、さすまた、催涙スプレー、防犯カラーボールに関する経費ということ。す。

それから、次の「学校教育諸施設整備充実」、「耐震改修」。これは中学校の関係になりますが、同じく財源更正ということで、耐震改修については、国庫補助金の増ということ、繰入れ金については減ということで、記載のような内容になってございます。

次に「幼稚園維持管理」ですが、6,037万7,000円。1つは安全確保対策ということで、非常ベル、屋外赤色灯の設置、校内電話設備の整備、さすまた、催涙スプレー、防犯カラーボールの予算の計上、それから、幼小連携教育の推進ということで、高円寺北幼稚園の移転にかかる経費を改築等の経費も含めて計上しているところでございます。

最後に、「社会体育振興」ということで、1,200万円ということ。中学生駅伝大会5周年記念の経費を計上しているものでございます。

次のページのいちばん下の欄ですが、補正後の教育費は102億8,665万5,000円ということ。説明は以上です。

委員長 ご質問、ご意見をお願いいたします。

大蔵委員 この1億8,900万円はどこから出てくるのですか。予備費から持ってくるのですか。どこから予算を持ってくるのですか。

庶務課長 区の予算全体の中で、補正予算のほうでも歳入費を組みますので、その中から入ってくるということでございます。予備費というところについては確認してございません。全体の歳出に合わせて歳入の予算を計上していますので、そういう所から入ってくるようになります。

大蔵委員 だから、これはもう区長部局とすりあわせが終わっているわけですね。

庶務課長 そうということでございます。

委員長 他にご意見はございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第 45 号は原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 ないようですので、原案どおり可決いたします。

以上をもちまして、予定された日程はすべて終了いたしました。これで本日の会議は閉じさせていただきます。ありがとうございました。

庶務課長 次回ですが、9月8日(水)午後2時を予定しています。よろしくお願いいたします。